

泊発電所の基準津波に関するコメント回答

(令和3年5月28日審査会合における指摘事項)

令和3年6月16日
北海道電力株式会社

令和3年5月28日審査会合における指摘事項

No	指摘事項
1	「2.1 日本海東縁部の特性整理」で想定した日本海東縁部の範囲（地震本部の評価対象領域）は、一部区間において想定波源域に対して東側に位置する。 また、波源を東に移動させると、泊発電所に近づくことから津波水位が高くなることが想定される。 これらを踏まえたうえで、想定波源域及び波源位置の設定方法の妥当性を説明すること。
2	基準地震動の評価では、 F_B -2断層を日本海東縁部として、上端5km、下端40kmとしている。 一方、基準津波の評価では、海域活断層として、下端15kmと設定している。 基準地震動と基準津波の評価における F_B -2断層の取り扱い及び下端深度の違いについて考え方を示すこと。
3	想定波源域の設定のうち、南北方向の設定について、東西方向と同様に深さ方向も含めたものであるなら、その旨わかるように記載を適正化すること。
4	津波堆積物の評価結果について、過去の審査会合で説明した内容から最新の知見を反映し、基準津波策定時に併せて説明すること。